

「女性と経済」勉強会 第2回

労働力不足解消と女性の経済的自立実現に向けて

未来創発センター

2022年8月18日

NRI

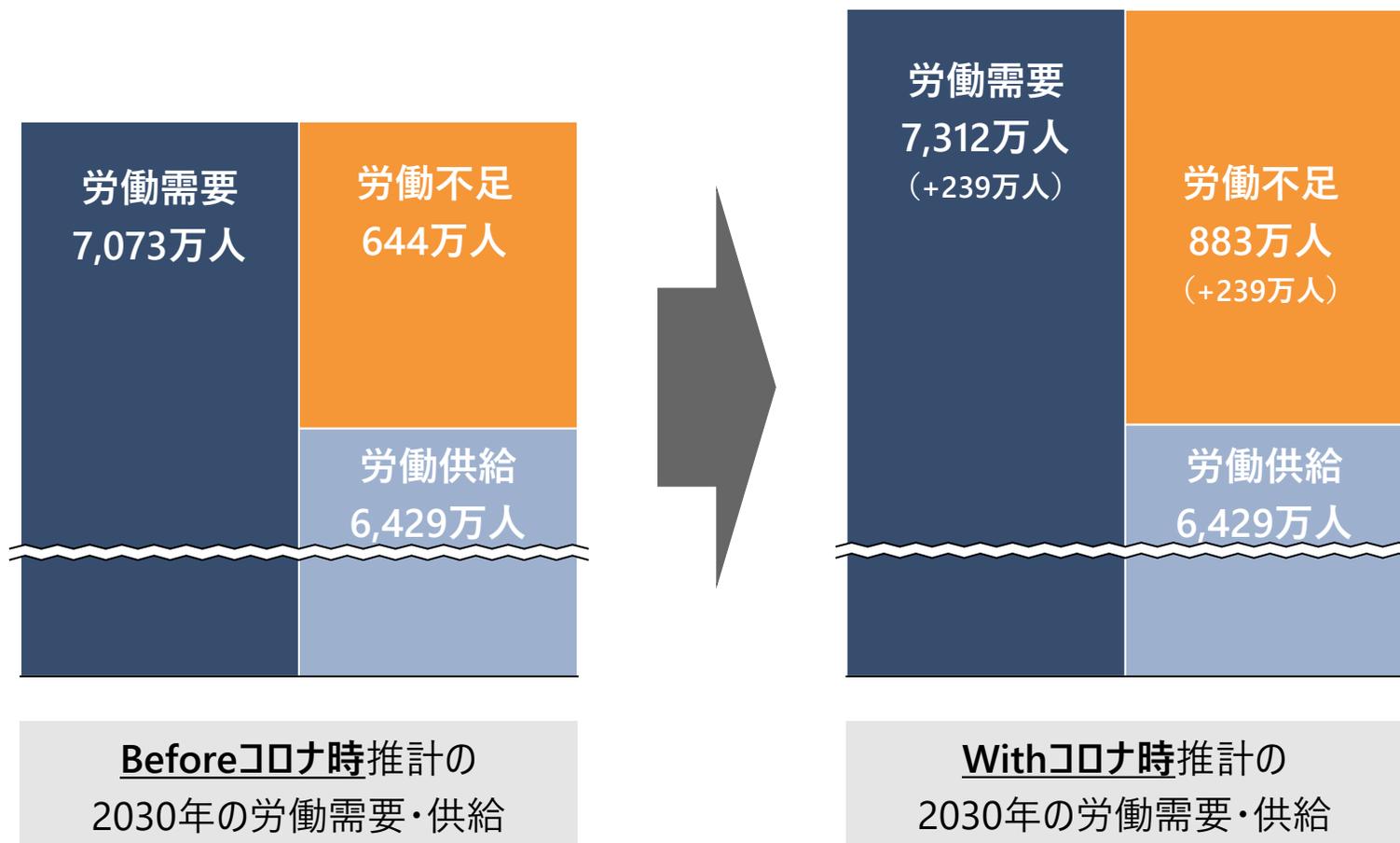
Share the Next Values!



2030年の労働力不足

コロナ禍前よりも労働力不足は深刻化し、
2030年時点で850万人超の労働力が不足すると推計される

2030年の労働需要と労働供給の推計結果

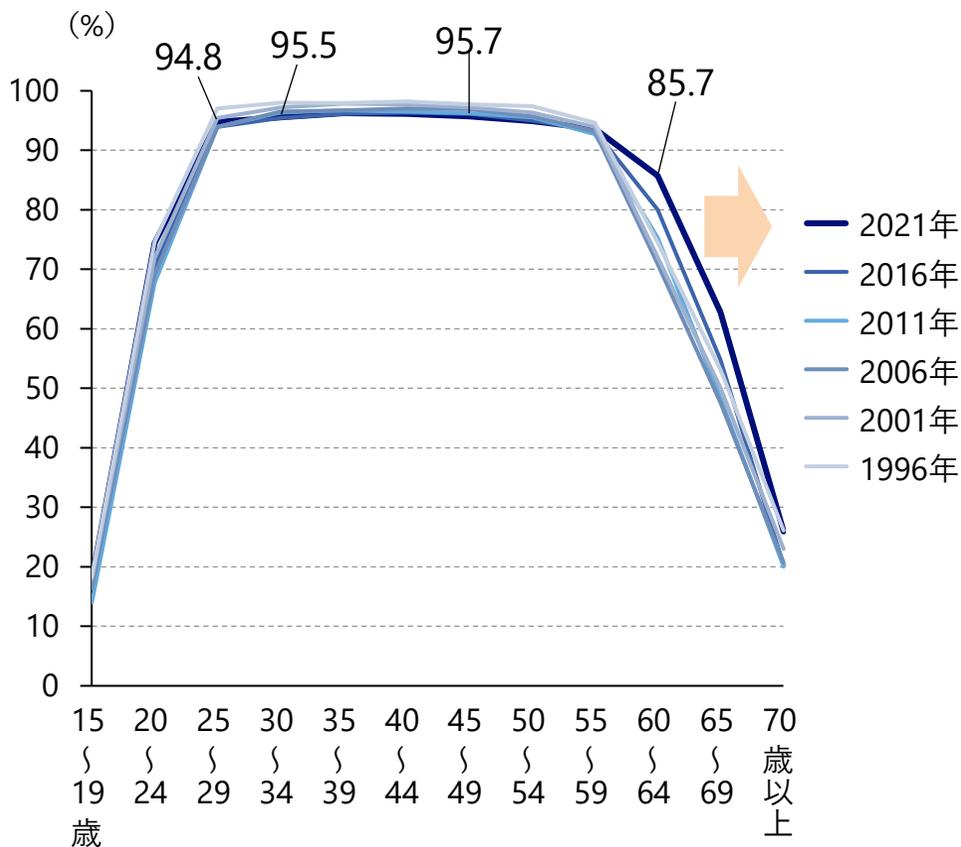


労働力不足解消に向けた方策

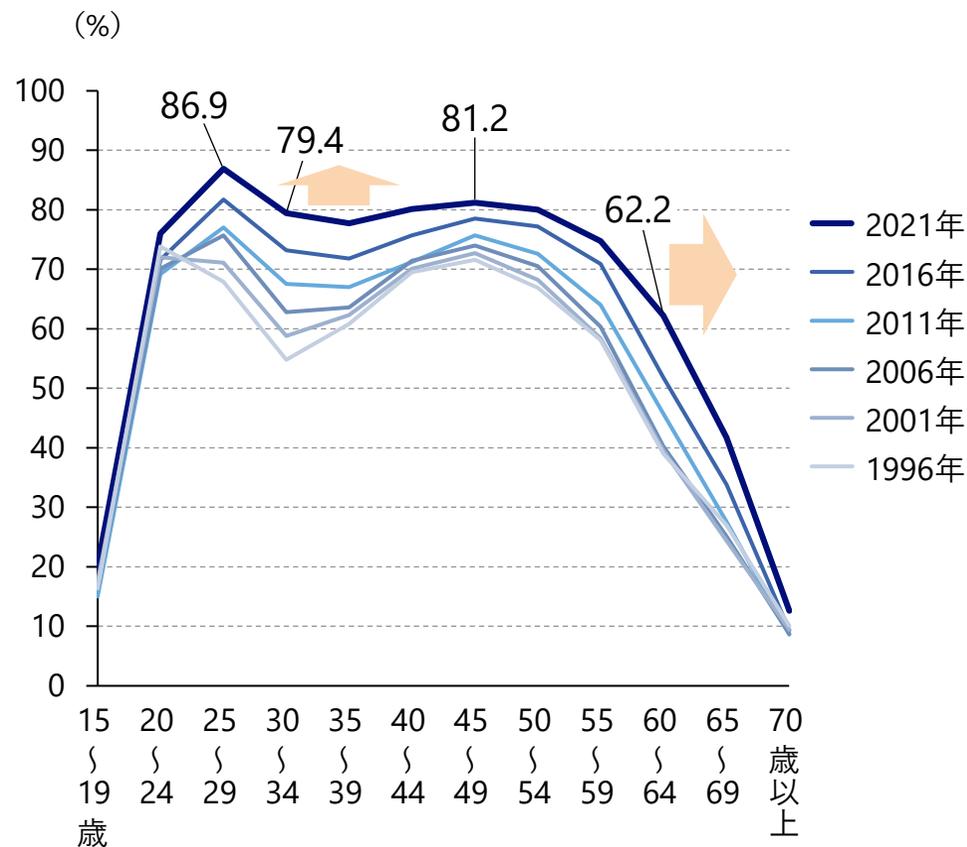
従来より労働力の中核と位置づけられる生産年齢人口の男性はほぼ皆就業状態
就労しやすい環境・設備投入による女性及び男性シニアの一層の労働市場参画が不可欠

年齢階級（5歳階級）別労働力人口比率（全国）

男性



女性



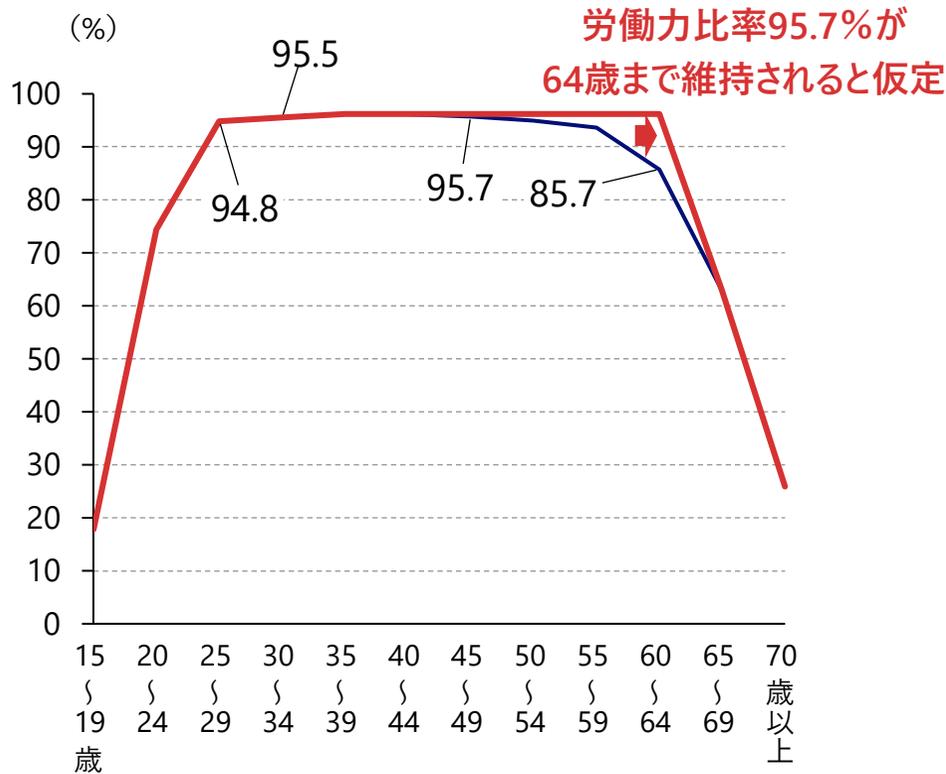
(出所) 総務省統計局「労働力調査 長期時系列データ」

労働力不足解消に向けた方策

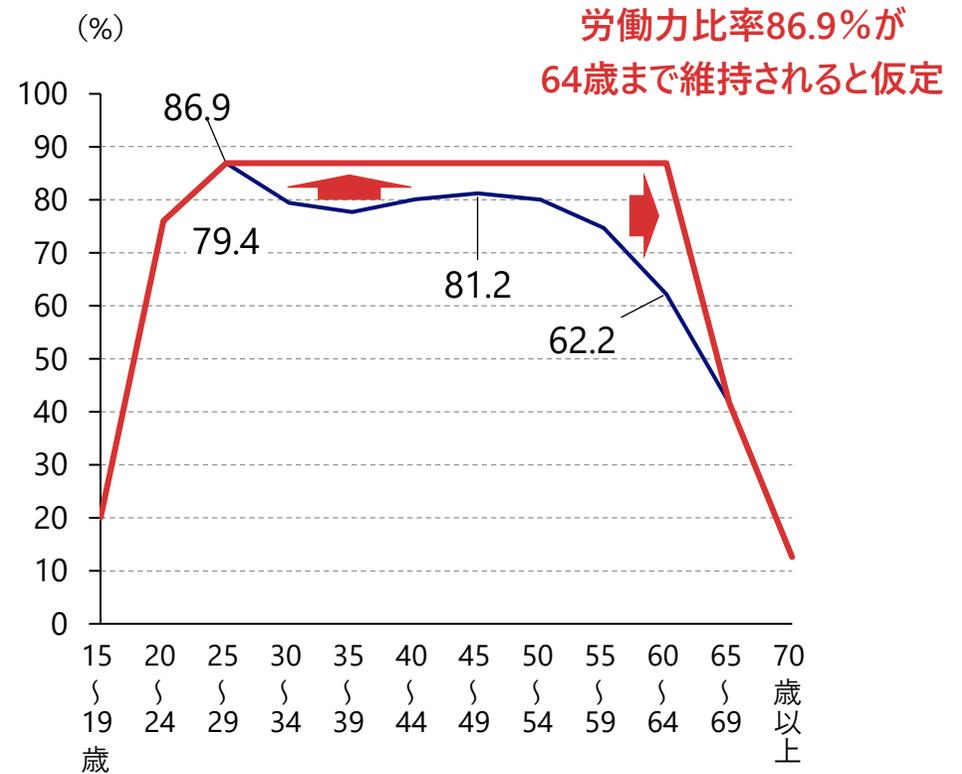
年齢階級別にみた労働力人口比率の中で最も高い比率が、男女各々64歳まで維持された場合を「64歳までの労働参加が進むシナリオ」と設定

「64歳までの労働参加が進むシナリオ」の労働力人口比率の仮定

男性



女性



— 2021年の労働力比率

— 「64歳までの労働参加が進むシナリオ」の想定労働力比率

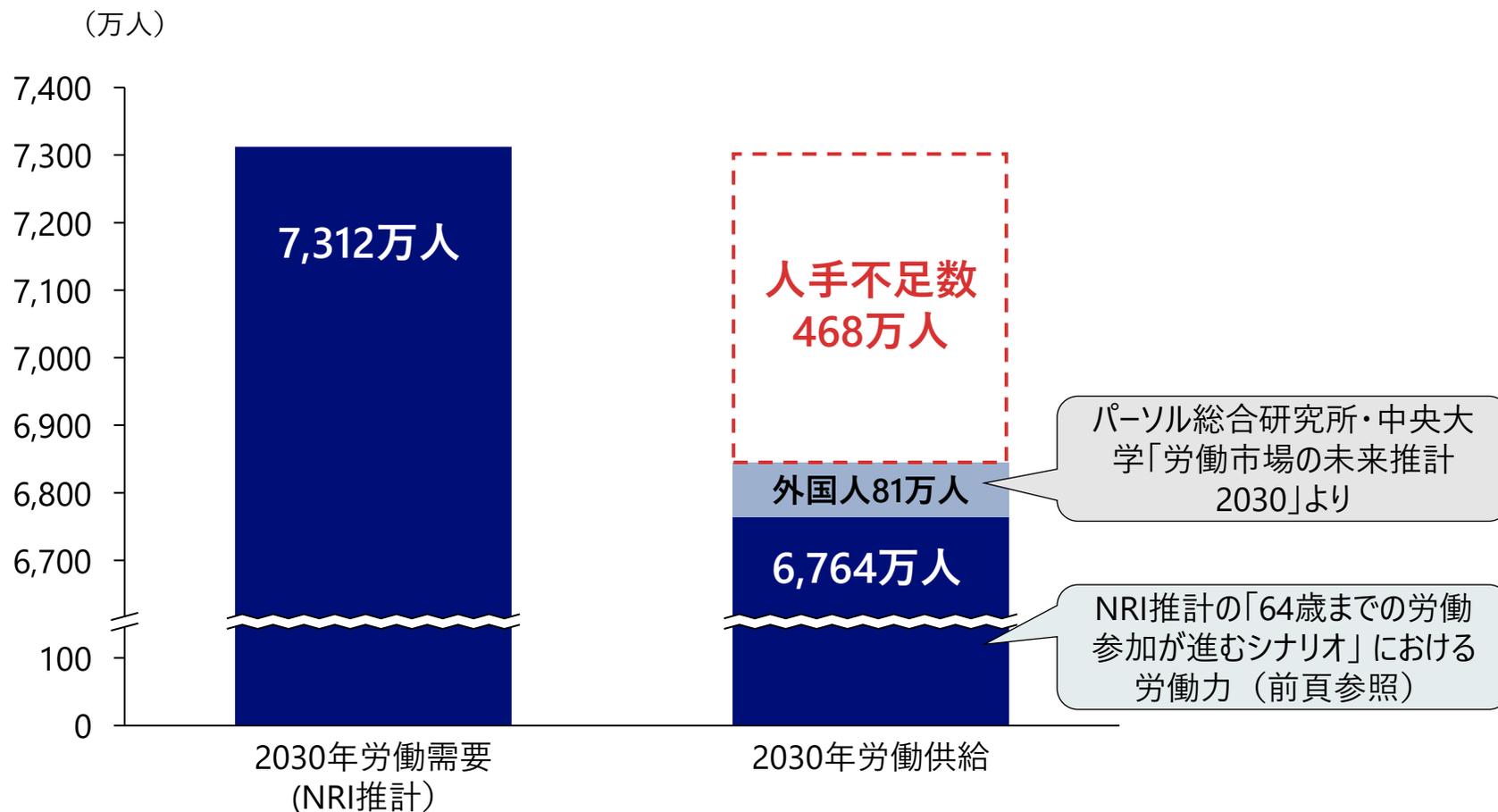
— 2021年の労働力比率

— 「64歳まで労働参加が進むシナリオ」の想定労働力比率

(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとにNRI作成

「64歳までの労働参加が進むシナリオ」の場合、不足する人手は500万人近くにおよぶ

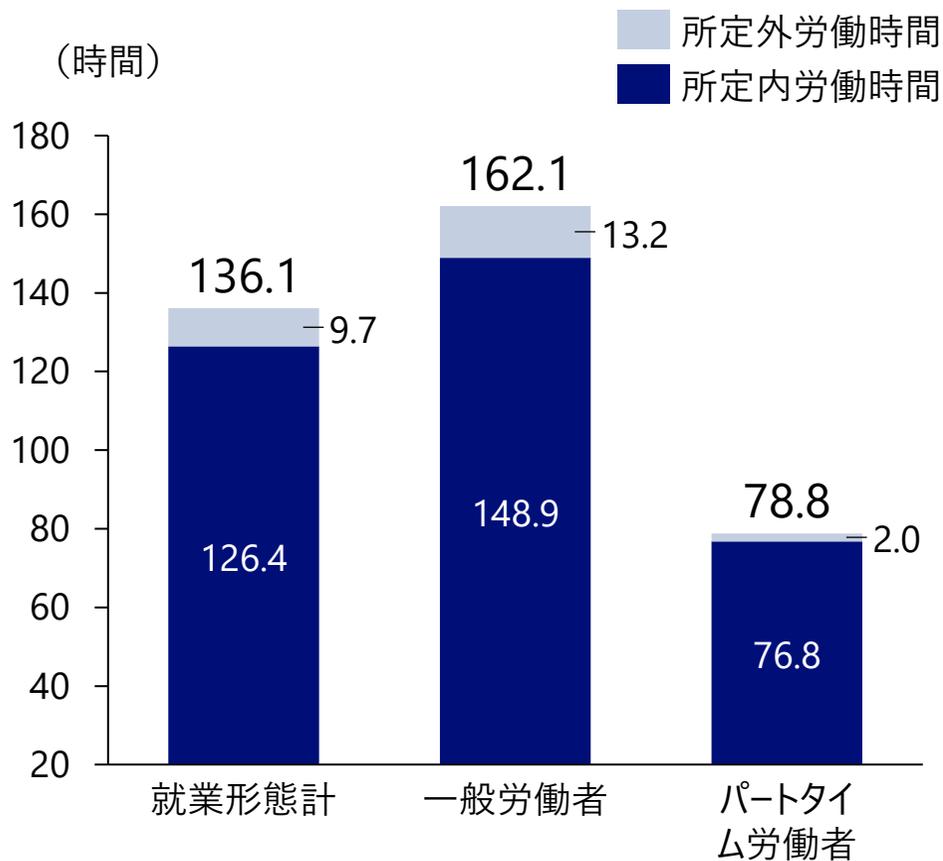
「64歳までの労働参加が進むシナリオ」における2030年の労働需要と労働供給の推計結果



(出所) 各種データよりNRI推計。労働供給のうち「外国人81万人」は、パーソル総合研究所・中央大学「労働市場の未来推計2030」の結果を使用

パートタイム労働者の労働時間が月96時間になると、2030年の労働需要を満たせる

月間総実労働時間（1人平均）（2021年）



■ パートタイム労働者の月間総実労働時間数（1人平均）は78.8時間で、一般労働者の月間総実労働時間数（162.1時間）のおよそ48.6%

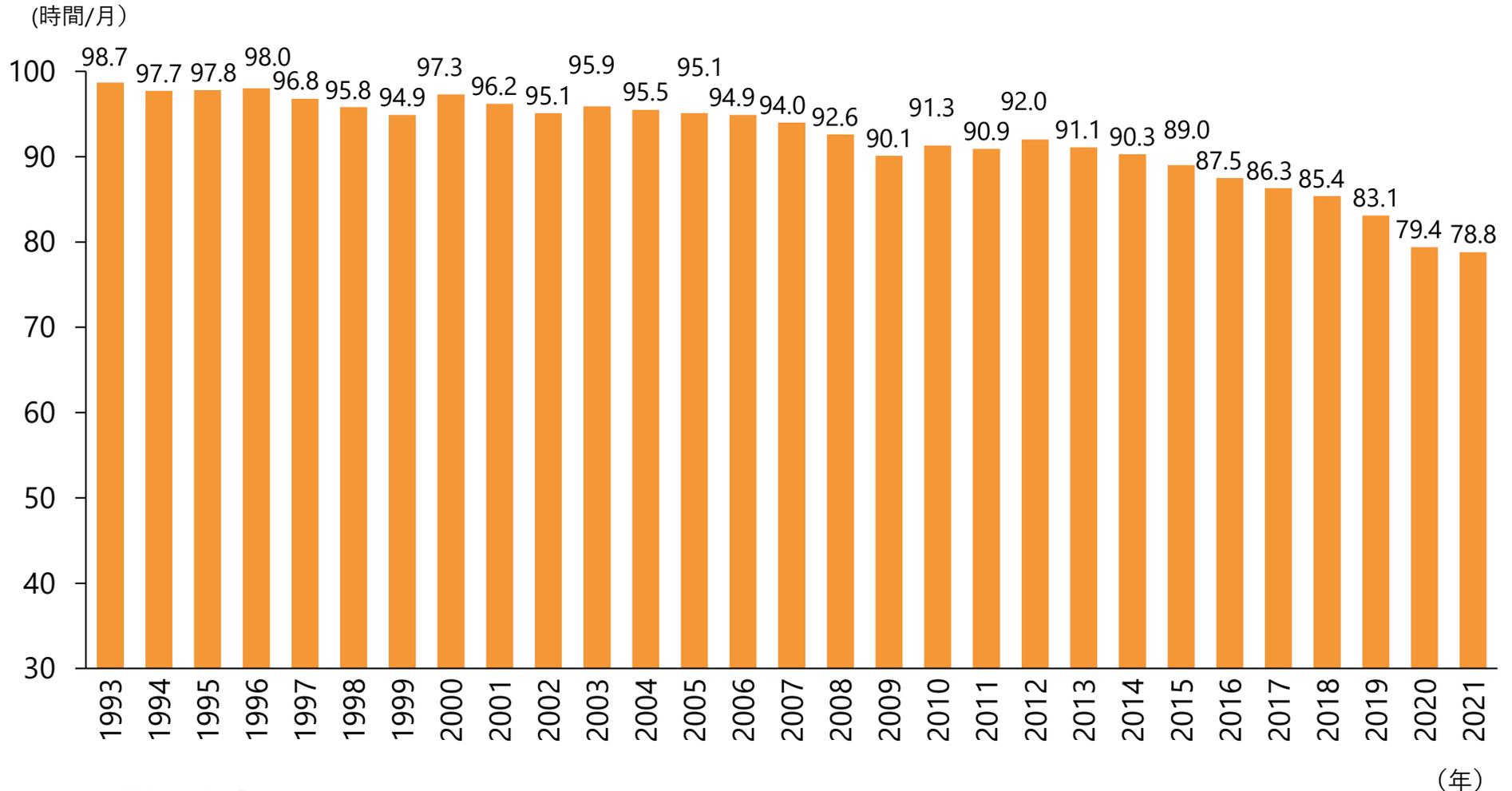
■ 2030年の労働供給のパートタイム労働者の割合が、現在（2021年）と同じだと仮定して、2030年のパートタイム労働者がどのくらい労働時間を増やせば、2030年の労働需要を満たすことができるかを試算

■ **パートタイム労働者が1か月あたり計17時間労働時間を追加することができれば、労働需要を満たすことができる**と試算された

**パートタイム労働者の労働時間が
月96時間程度になれば
（週あたり4.2時間増加すれば）
2030年の労働需要を満たすことができる**

以前、パートタイム労働者一人あたり月間総実労働時間は95～98時間で推移していた

パートタイム労働者の月間総実労働時間（1人平均）の推移（1993年～2021年）

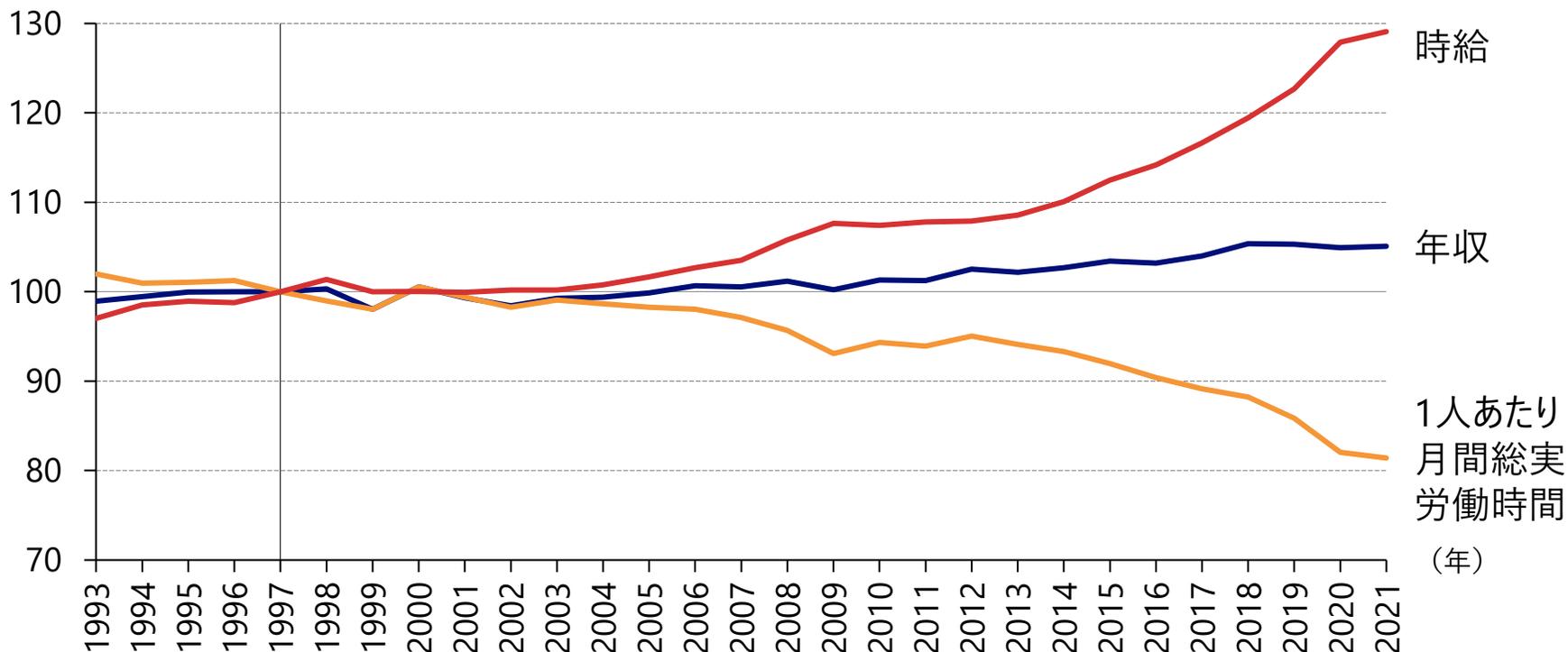


(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」よりNRI作成

パートタイム労働者においては、時給の上昇に伴って一人あたり労働時間が短縮 その結果、年収は伸びていない

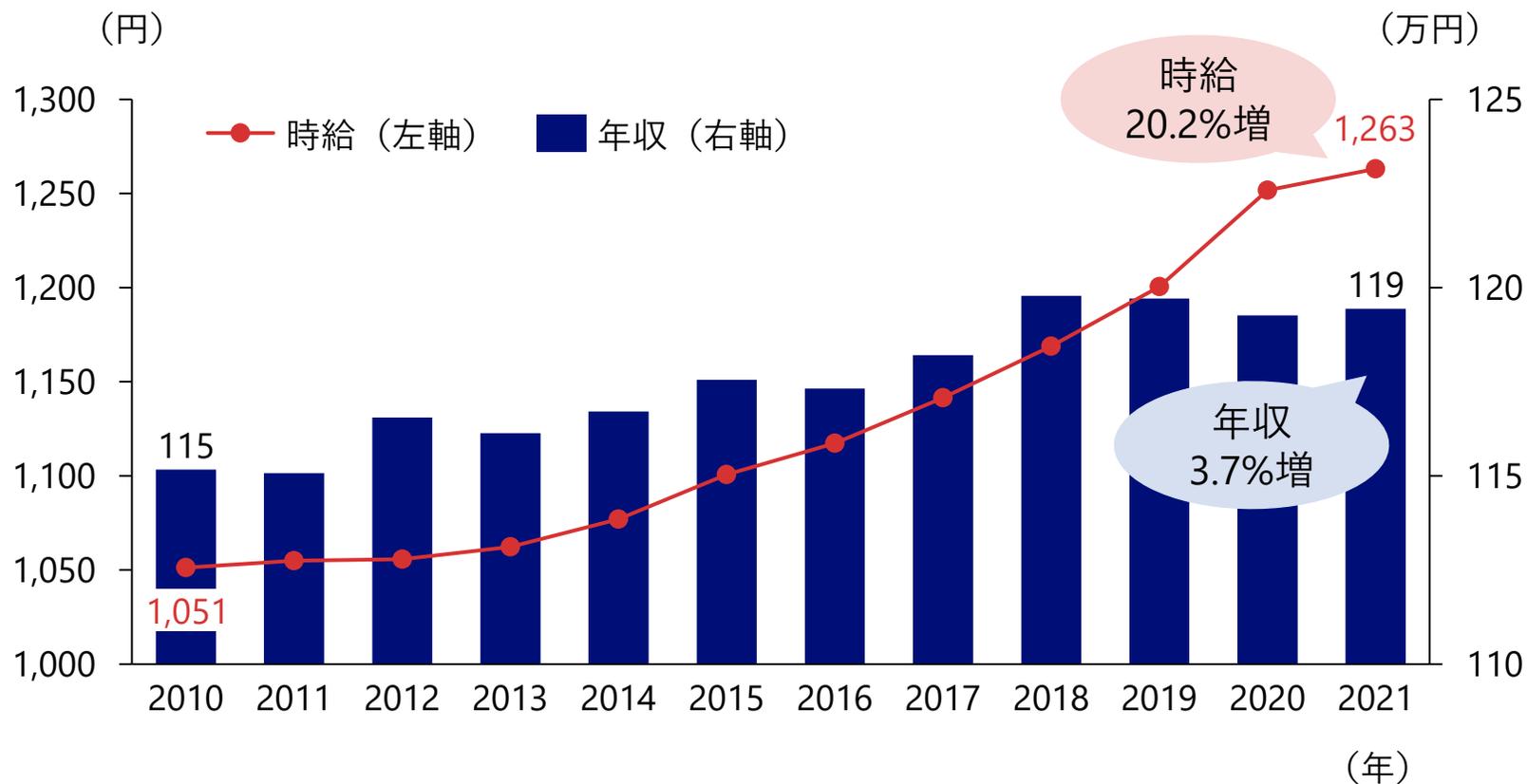
パートタイム労働者の時給、年収、一人あたり月間総実労働時間の推移（1993年～2021年。1997年=100）

(1997年=100)



パートタイム労働者の時給はおよそ10年で2割上昇しているが、年収の増加率は3%台にとどまる

短時間労働者の時給と年収の推移（2010年～2021年）

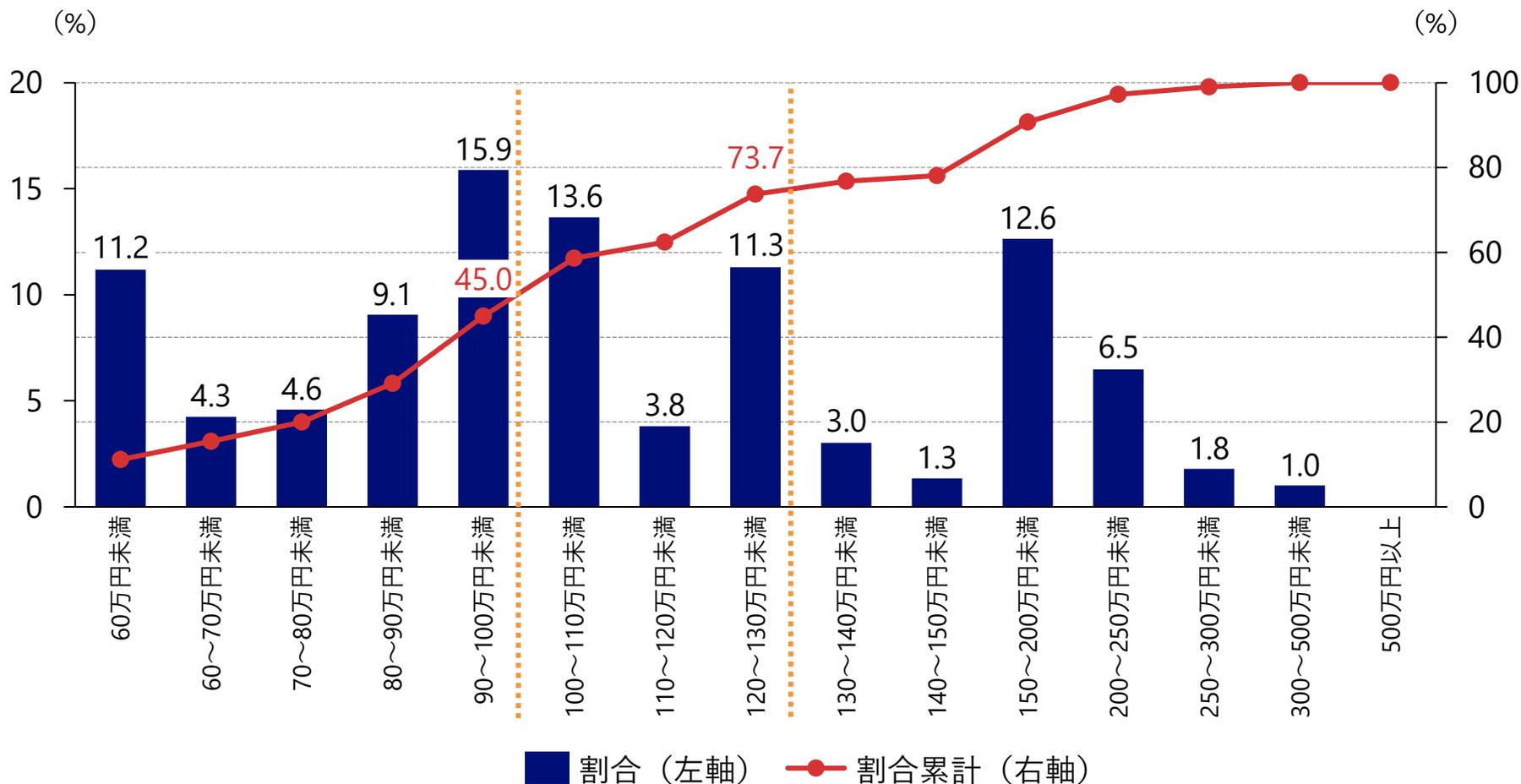


(注) 「時給」は、「現金給与総額」を「総実労働時間」で除して算出した。「年収」は、「現金給与総額」に12を乗じて算出した。

(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」よりNRI作成

パートタイムで働く有配偶女性には、「年収の壁」とされる年収100万円、130万円の手前の人が多く、年収130万円未満までで全体の8割近くを占める

有配偶女性でパートタイム労働者の年収分布（2015年）



(注) 「収入なし」と「不明」の人を除いて集計

(出所) 厚生労働省「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」よりNRI作成

パートタイム労働者の多くが「所得の壁」の手前で就業調整を行っている

	パートタイム女性の年収	パートタイム女性本人への影響	(就労する妻を持つ) 配偶者もしくは世帯への影響
	税金にかかわる壁	100万円の壁	これを超えると住民税納付が必要に
103万円の壁		これを超えると所得税納付が必要に	これを超えると配偶者控除（38万円）が受けられなくなる
150万円の壁			これを超えると配偶者特別控除が満額（38万円）受けられなくなる。以降段階的に控除額が減少
201万円の壁			これを超えると配偶者特別控除が受けられなくなる
社会保険にかかわる壁	106万円の壁	これを超えると勤務先によっては社会保険加入が必要に	
	130万円の壁	これを超えると社会保険加入が必要に	
「家族手当」にかかわる壁	103万円または130万円の壁		妻の年収が103万円または130万円を超えると、多くの企業で家族手当の支給対象外となる

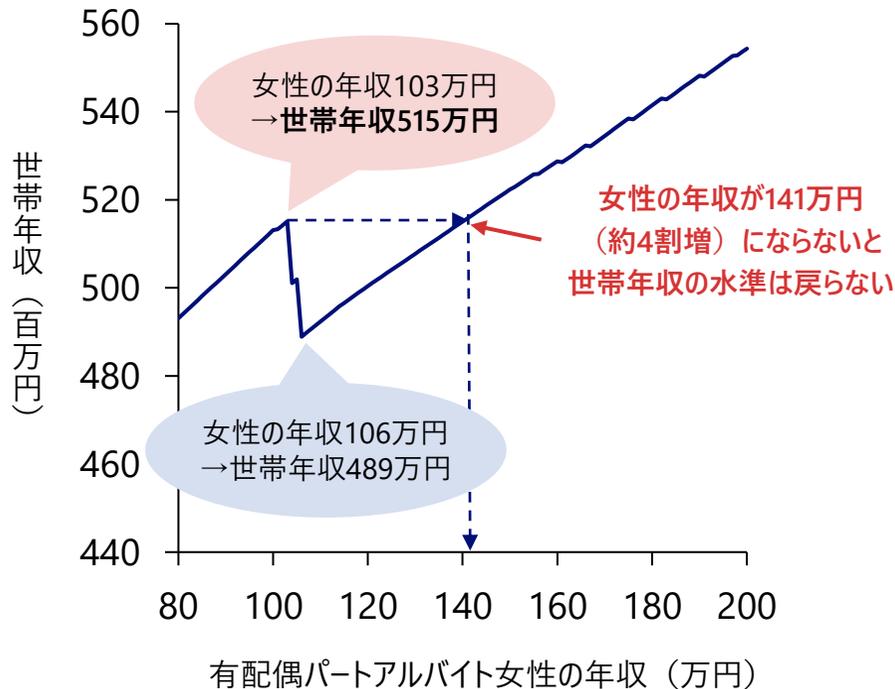
「年収の壁」を超えて世帯年収を維持しようとすれば、女性の年収を4割増やす必要が生じる

有配偶者パートアルバイト女性の年収別世帯年収の推移

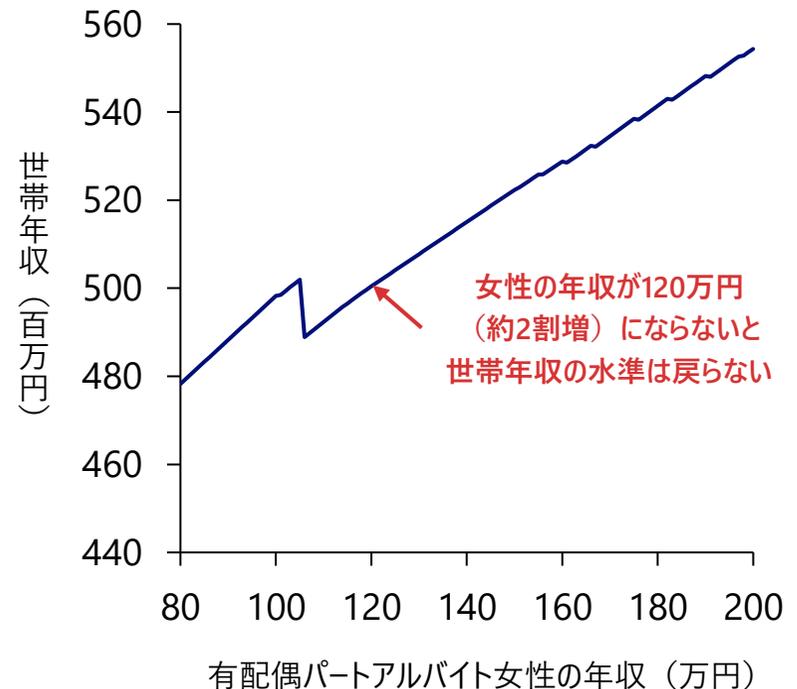
【試算の前提】

- 夫の年収 500万円
- 二人世帯（扶養家族なし）
- パートタイムで働く妻の年収が106万円超で社会保険加入（社会保険料率14%）
- 家族手当 月額17,000円（厚生労働省『平成27年就労条件総合調査』平均支給額17,282円より）
- 家族手当の支給制限 年収103万円超で支給停止

家族手当あり

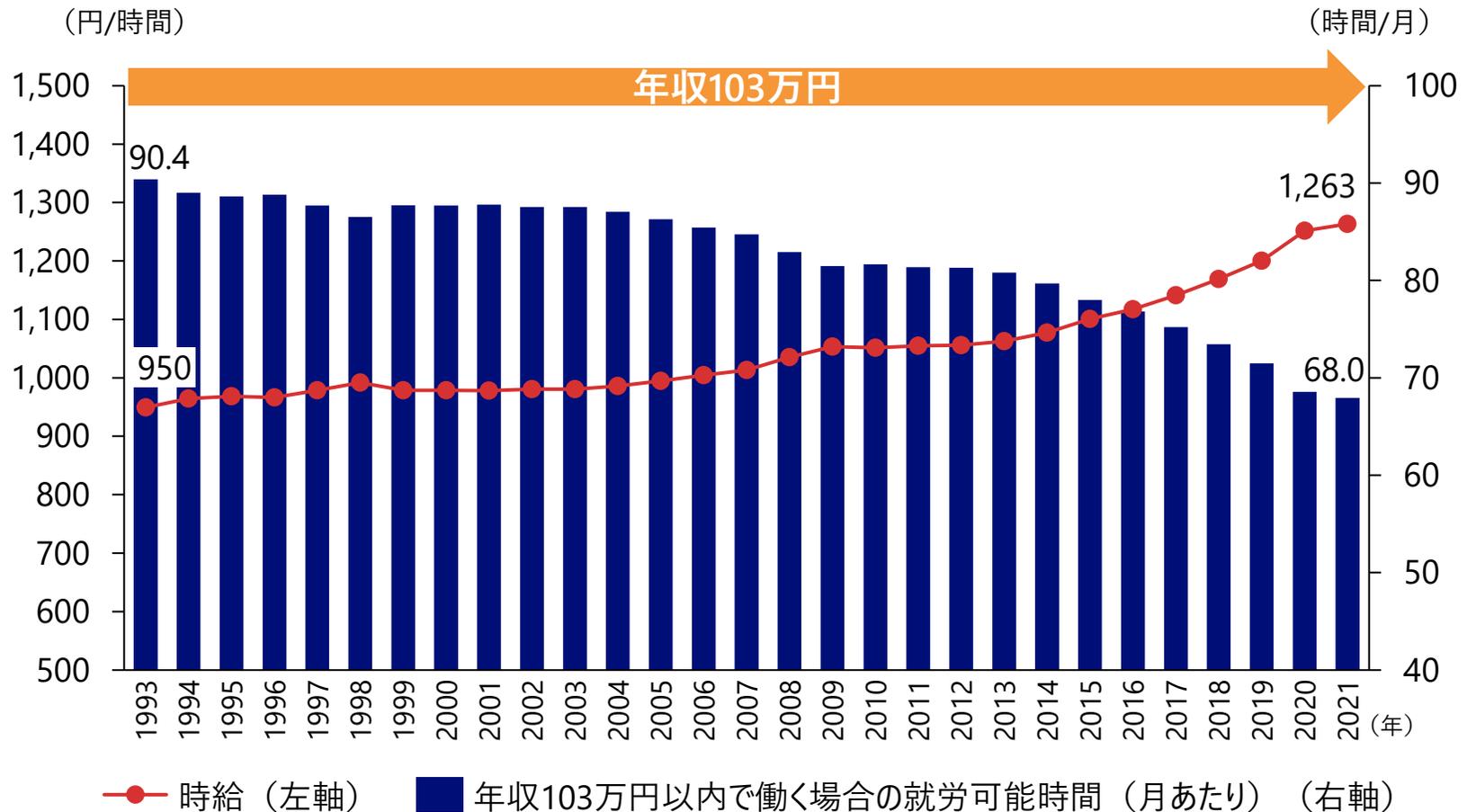


家族手当なし



「130万円の壁」を超えずに働き続けようとするれば、就労できる時間を短くせざるを得ない

パートタイム労働者の時給の推移と年収103万円以内で働く場合の就労可能時間の推移

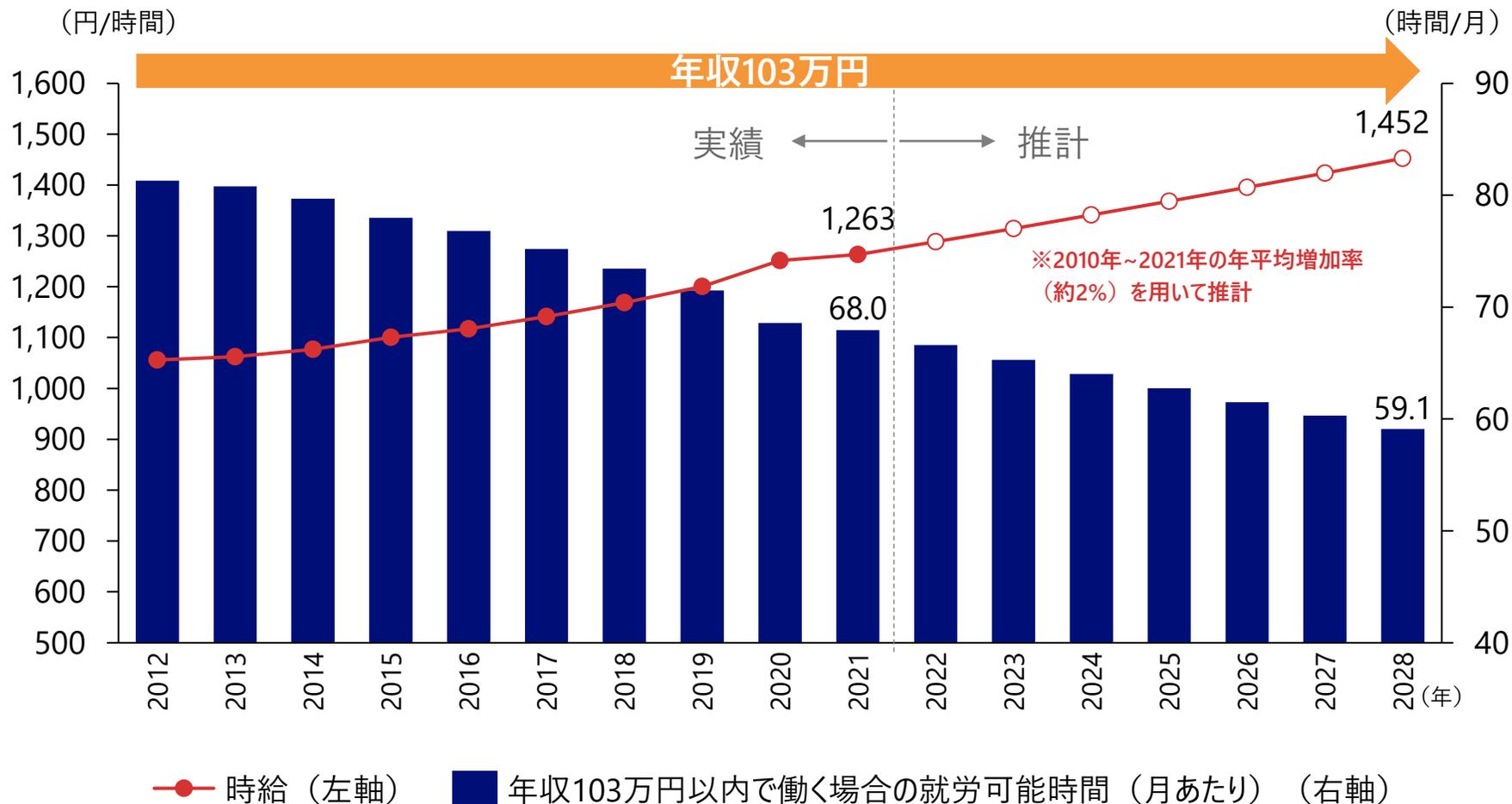


(注) 「時給」は、「現金給与総額」を「総実労働時間」で除して算出した。また、「年収103万円以内で働く場合の就労可能時間 (月あたり)」は、年間の就労可能時間数を算出した後、それを12で除して算出した。いずれも次頁以降同様

(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」よりNRI作成

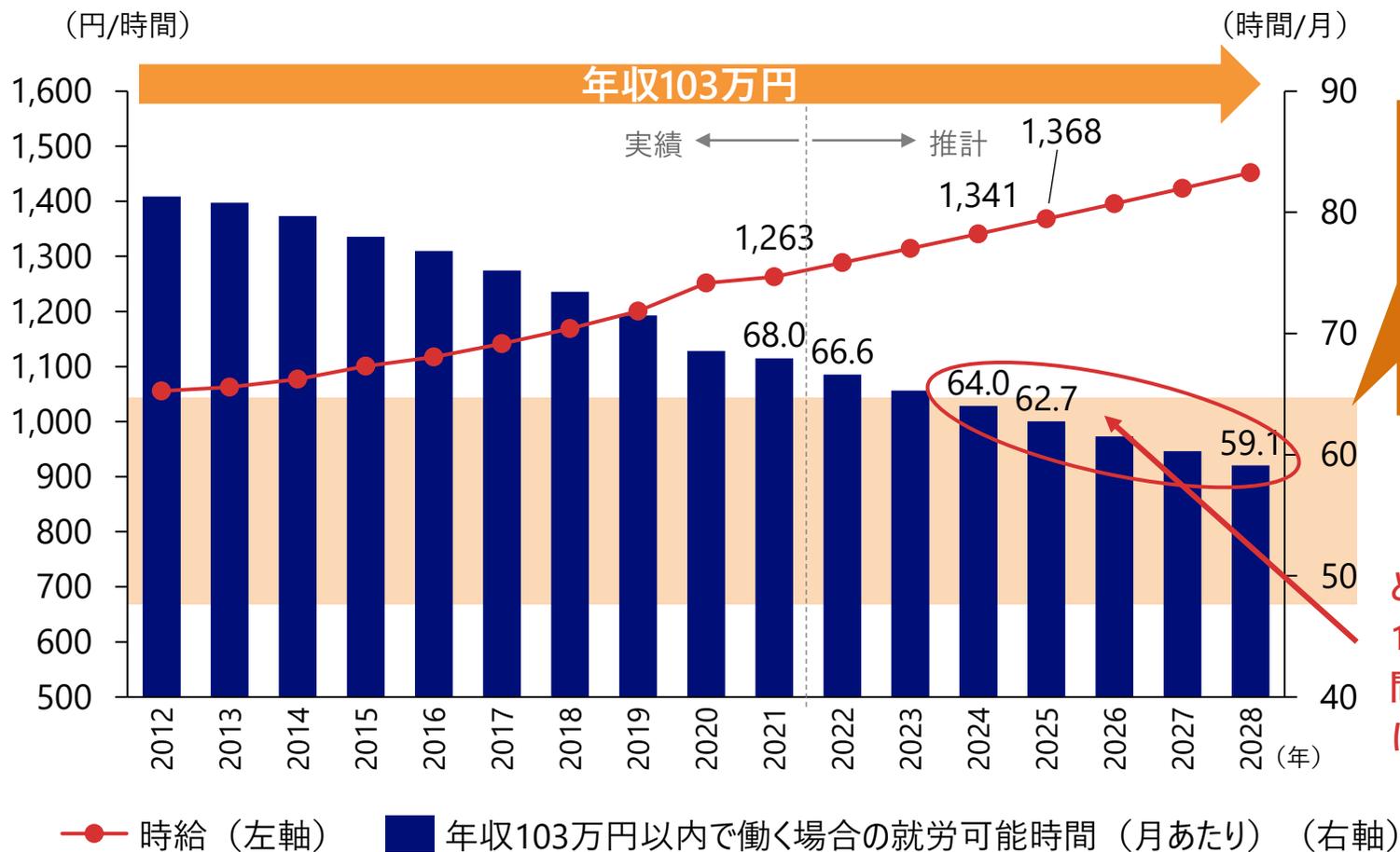
パートタイム労働者の時給が上昇すれば、103万円以内で働ける時間はますます短くなる

パートタイム労働者の時給の推移と年収103万円以内で働く場合の就労可能時間の推移



「130万円の壁」ありのまま時給が上昇すれば、数年後に保育利用条件を満たせなくなる可能性も

パートタイム労働者の時給の推移と年収103万円以内で働く場合の就労可能時間の推移



保育の利用が可能となる
保護者の就労時間の
下限
48～64時間/月
(保育を必要とする事由が就労の場合。
下限は市町村が定める)

時給が2012年以降の上昇率
(年約2%) で今後も上昇する
と仮定すると、数年後には年収
130万円以内で就労可能な時
間が、地域によっては保育利用
に必要な就労時間の下限を下
回るケースも出てくる

労働力不足解消と女性の経済的自立実現に向けて

- 労働力不足の現状を踏まえれば、全員参加型社会の実現、とりわけ女性の活躍拡大が急務だが、女性に多く見られる非正規労働者においては、未だ「年収の壁」による就業調整が存在する
- 最低賃金上昇などによる賃金上昇が、必ずしも所得増に繋がらないどころか、労働力不足にもかかわらず一人ひとりが労働時間を短くすることにつながっており、労働力不足解消への壁ともなっている
- 労働力不足の解消のみならず、女性の経済的自立が分厚い中間層の復活にも不可欠である中で、こうした女性の就労意欲を阻害するような仕組みの見直しは避けて通れないのではないか

The text is framed by two decorative swooshes. The top swoosh is a gradient bar transitioning from blue on the left to red on the right. The bottom swoosh is a solid blue bar.

Share the Next Values!